

徳島県耐震改修促進計画の改定について

令和2年9月1日

徳島県 県土整備部 住宅課 建築指導室

1

1. 徳島県耐震改修促進計画について
2. 耐震化率の状況について
3. これまでの耐震化施策の検証
4. 耐震化を取り巻くその他の要因
5. 今後のスケジュール

2

1. 徳島県耐震改修促進計画について

●平成18年 1月 耐震改修促進法 改正

- 耐震化の数値目標を盛り込んだ計画の作成が義務化(第5条第1項)

●平成19年 3月 「徳島県耐震改修促進計画」策定

- 地震時における建築物の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的に、下記の目標を設定し、取組方針や支援策などの施策を記載

○耐震化の目標

住 宅：平成15年度末時点で64.9%を

今後10年で倒壊等のおそれのある住宅全ての耐震性能向上を目指す

特定建築物：平成18年1月現在で学校40.5%、病院73.0%、庁舎43.8%、公営住宅92.3%を
平成27年度末で学校90%、病院90%、庁舎90%、公営住宅95%を目指す

策定後の主な出来事

- ◆平成23年 3月 「東日本大震災」発生
- ◆平成25年 7月 「南海トラフ巨大地震」に係る新たな被害想定を発表
- ◆平成25年11月 耐震改修促進法 改正


緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の耐震診断と結果報告が義務化

●平成26年 3月 「徳島県耐震改修促進計画」改定

○耐震化の目標

住 宅：平成20年10月時点で72.0%を 令和2年度末までに100%を目指す

特定建築物：平成24年度末時点で学校87.3%、病院75.4%、庁舎57.7%、公営住宅91.4%を
令和2年度末までに100%を目指す



改定後の主な出来事

- ◆平成28年 4月 「熊本地震」発生
- ◆平成29年 7月 「中央構造線活断層地震」に係る被害想定を発表
- ◆平成30年 6月 「大阪府北部地震」発生

●令和2年度 「徳島県耐震改修促進計画」改定作業に着手

<参考> 国の計画及び目標

「住生活基本計画」

国は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る施策への転換を図る道筋を示した「住生活基本法」を平成18年に制定し、この法律に基づいた「住生活基本計画」を平成18年9月に策定。

計画はおおむね5年ごとに見直すこととなっており、耐震化に関する目標は次のとおり。

●平成23年3月改正

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図るため、新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率を、現状(H20)79%を令和2年に95%を目指す

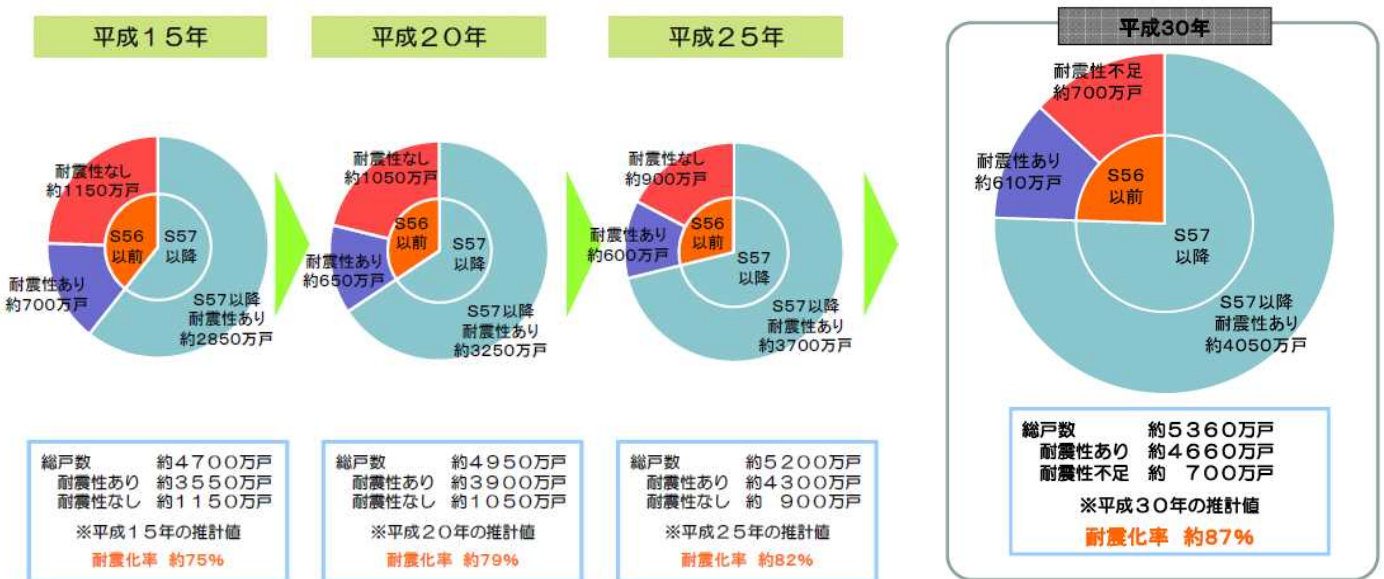
●平成28年3月改正

質の高い住宅ストックを将来世代へ承継するため、耐震性を満たさない住宅の建替え等による更新が図れるよう、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を、現状(H25)18%を令和7年におおむね解消を目指す

2. 耐震化率の状況について

住宅の耐震化率（全国）の状況 （目標：令和2年までに95%、令和7年までに概ね解消）

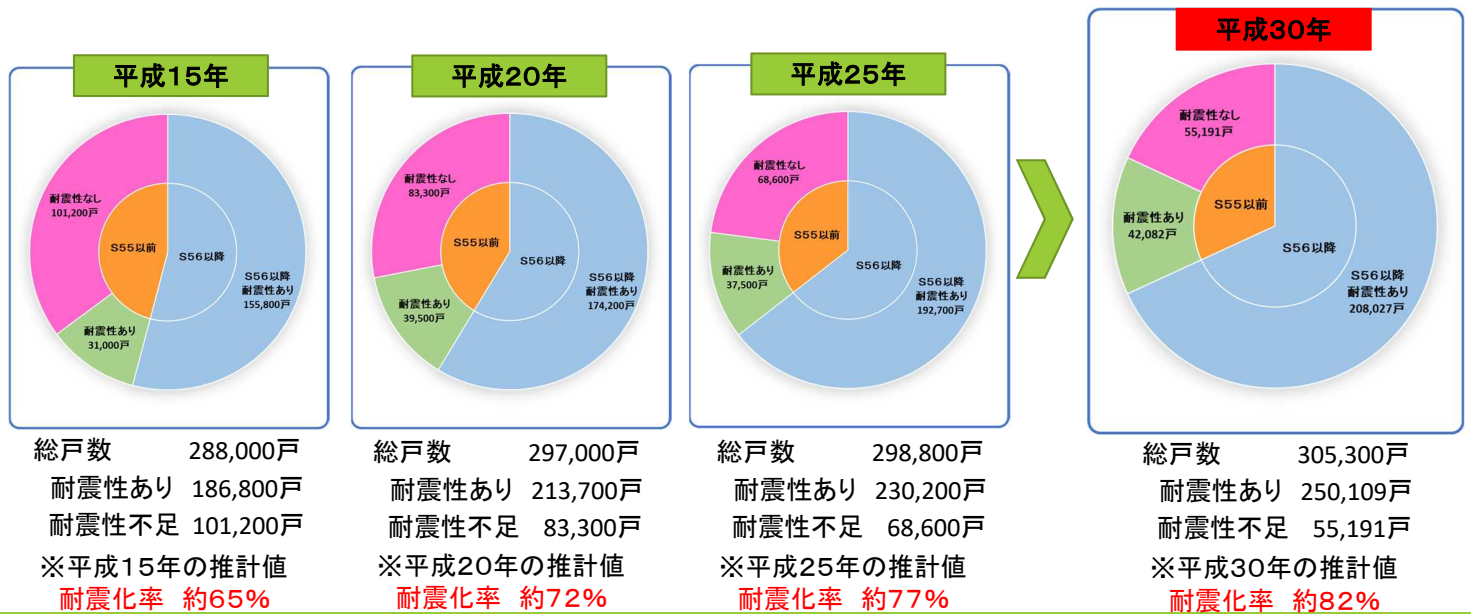
平成30年の住宅の耐震化率は約87%で、平成25年より5ポイント進捗している。



※ 5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」の結果から推計

住宅の耐震化率（徳島県）の状況（目標：令和2年度末までに100%）

平成30年の住宅の耐震化率は約82%で、平成25年より5ポイント進捗している。



※ 5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」の結果から推計

特定建築物(*)の耐震化率（徳島県）の状況（目標：令和2年度末までに各施設100%）

平成30年度末の耐震化率は下表のとおりで、平成24年度より各施設とも耐震化は進捗している。

●現状

施設名	平成18年1月現在	平成24年度末	平成30年度末
	学校	40.5%	87.3%
病院	73.0%	75.4%	88.6%
庁舎	43.8%	57.7%	82.4%
公営住宅	92.3%	91.4%	93.7%

* 特定建築物とは、多数の者が利用する一定規模以上の建築物

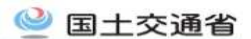
3. これまでの耐震化施策の検証

(1) 大規模建築物等に係る耐震診断の義務付け

●耐震改修促進法の改正(H25.11施行)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでもとする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行うおうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- <対象建築物> ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- <対象建築物>
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
 - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- <対象建築物>
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

耐震診断結果の報告期限

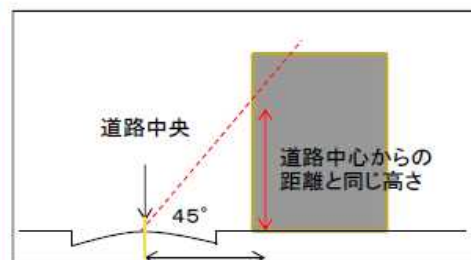
平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

- <対象建築物>
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6mを超えるもの)(右図参照)
 - ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。



耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

- <対象建築物>
- 庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能

義務付け建築物の指定状況等

令和2年3月31日現在

対象建築物	指 定	棟数	診断結果など
要緊急安全確認大規模建築物	H25.11	32棟	H27.12 の報告時点 耐震性あり 26棟 耐震性なし 6棟 R2.3末時点 「耐震性なし」と診断された 6棟の状況 移転・解体済み 2棟 建替え工事中 2棟 改修予定 1棟 検討中 1棟

15

令和2年3月31日現在

対象建築物	指 定	棟数	診断結果など
県が指定する 庁舎、避難所等の 防災拠点建築物	1回目	H26.3	12棟 H28.3 の報告時点 耐震性あり 11棟 耐震性なし 1棟 R2.3末時点 「耐震性なし」と診断された 1棟の状況 改修予定 1棟
	2回目	H29.7	17棟 今年度、診断結果等を公表する予定
	3回目	H30.3	10棟 今年度、診断結果等を公表する予定
	4回目	H31.3	3棟 令和3年度以降、診断結果等を公表する予定

16

対象建築物	指定	対象棟数
県又は市町村が指定する 緊急輸送道路等の 避難路沿道建築物	H26.3	252棟

耐震診断補助



補助率

原則として、100%補助です。

(令和5年3月31日までに着手した場合に限ります。)

国 1/6	市町 5/6	ただし、一戸建て住宅の場合は、 国と市町の割合が異なります。
-------	--------	-----------------------------------

補助金額

A、Bのうち低い額(1,000円未満切り捨て)

A 実際に要する費用(税込み)

B 補助対象限度額

1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡
1,000～2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡

ただし、図書の復元や評定機関の費用は、
157万円を限度として加算できる。

補助金額の計算例

延べ床積が3,200㎡で、図面復元と
評定費用が157万円以上の場合

1,000 × 3,670
1,000 × 1,570
1,200 × 1,050
+ 1,570,000
8,070,000円

実際に要する費用がこれを上回る場合、
限度額はこの807万円となります。

(2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断

大規模な地震に対して、どの程度の安全性があるかを判定

要件

- 木造
(在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等)
- 平成12年5月31日以前に着工
- 3階建て以下
- 住宅
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)

耐震診断員(建築士)が、
ご自宅を訪問し、
現地調査(2時間程度)を
行います。
後日、耐震診断員が
再度訪問し、診断結果を
説明します。

費用 4万円のところ
自己負担 **3,000円** ※一部市町村は無料

2 補強計画

改修工事の参考となる補強計画を提示

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、
再度、耐震診断から行う必要があります。
※耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定している方は
お申込みできません。

診断結果を元に、
改修工事の参考となる
補強計画と概算費用を
提示します。



費用 6万円のところ
自己負担 **6,000円** ※一部市町村は無料

無料の市町村(R2.4現在)

- ①徳島市 ②鳴門市 ③吉野川市 ④三好市
- ⑤勝浦町 ⑥上勝町 ⑦石井町 ⑧松茂町
- ⑨北島町

無料の市町村(R2.4現在)

- ①吉野川市 ②美馬市 ③三好市 ④勝浦町
- ⑤佐那河内村 ⑥石井町 ⑦松茂町 ⑧北島町
- ⑨藍住町 ⑩板野町 ⑪上板町

3 改修工事

住み続けたいので本格的に補強(1.0以上)

耐震改修支援事業

100万円 + 10万円 + 上乗せ万円
(補助率4/5) ※市町村によって異なります。

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定

(必須事項)

- 改修後の評点を1.0以上とする工事
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 県登録の施工者等が施工
- のぼり旗設置や見学会等への協力



- 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置
※日本配線システム工業会の規格適合品に限ります。
※コンセントタイプや簡易タイプは認められません。



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



(対象にできる工事)

- 部分的な欠陥を改修する工事
- 危険なコンクリートブロック塀の撤去等

耐震とあわせて最先端のリフォームもしたい

耐震改修 + スマート化 = 140万円 + 上乗せ

シェルター + スマート化 = 110万円 + 上乗せ

※住まいのスマート化支援事業は、耐震改修支援事業か耐震シェルター設置支援事業のいずれかと併せて行うことで支援対象になります。

住まいのスマート化支援事業

30万円 + 上乗せ万円
(補助率2/3) ※市町村によって異なります。

要件

- 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう

(必須工事)

- ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

<例>

- ・見守り機能付きトイレの設置
- ・見守りセンサーの設置
- ・スマートロックの設置
- ・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置
- ・地震計の設置



(対象にできる工事)

- 省エネルギー化工事
- バリアフリー化工事 等

住宅が倒壊しても命は守りたい

耐震シェルター設置支援事業

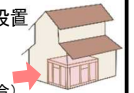
80万円 + 上乗せ万円
耐震ベッドの場合は40万円 (補助率4/5) ※市町村によって異なります。

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- 現在居住している住宅

(必須事項)

- 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 県登録の施工者等が施工
- 啓発モニターとして協力(シェルターの場合)



※徳島県で認定している耐震シェルターに限ります。
R2.3月現在は2社(株式会社防災ネット、フレッセ)

住替えや建替えに伴い古い住宅を壊したい

住替え支援事業

30万円 + 上乗せ万円
(補助率2/5) ※市町村によって異なります。

要件

- 耐震診断で、評点0.7未満と判定
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 現在居住している住宅

(必須事項)

- 住宅のすべてを除却
- 解体業者が施工



(対象にできる工事)

- 危険なコンクリートブロック塀の撤去等

上乗せがある市町村の状況

市町村	耐震改修		耐震シェルター		スマート化		住替え	
	基本	感震ブレーカー設置	基本	上乗せ	基本	上乗せ	基本	上乗せ
補助上限額(万円)								
1 吉野川市	110	10	80	-	30	-	30	30
2 美馬市	110	-	80	20	30	-	30	-
3 三好市	110	40	80	70	30	20	30	20
4 勝浦町	110	30	80	30	30	20	30	-
5 上勝町	110	30	80	-	30	-	30	-
6 佐那河内村	110	20	80	-	30	-	30	-
7 石井町	110	20	80	-	30	-	30	-
8 神山町	110	20	80	-	30	-	30	-
9 牟岐町	100	-	80	-	30	-	30	-
10 板野町	110	10	80	-	30	-	30	-

木造住宅の耐震化を促進するための支援策の変遷

事業	要件	H16当初	H23 6月補正	H25当初	H27当初	H28当初	H28 6月補正	H29当初	H30当初	R2当初
① 診断	耐震診断	S56		拡充 H12						→ H12 37/40 自己負担 3千円
② 計画	補強計画							H12		→ H12 1/10 自己負担 6千円
③ 改修工事	耐震改修 (本格)	→ 1.0以上 S56 0.7未満		拡充 H12		拡充 1.0未満			拡充・火災予防対策とセット 2/3 → 4/5 60万円 → 110万円	→ H12 4/5 110万円 1.0未満
	住まいの安全・安心リフォーム (簡易)	→ 0.7未満は0.7以上に耐震シェルターも対象 向上	S56 1.0未満	拡充 H12					拡充 1/2 → 4/5	廃止
	耐震シェルター (シェルター)	→ 耐震シェルター				S56 65歳 1.0未満	拡充 H12 全世帯			→ H12 耐震ベッドの設置含む 1.0未満 4/5 80万円 耐震ベッドの場合 40万円
	住替え (除却)	→ 除却			S56 0.7未満					→ S56 2/5 30万円 0.7未満
④ 住まいのスマート化	耐震改修又は耐震シェルターとの併用が要件									→ 2/3 30万円

凡例
S56 S56.5.31以前に建築
H12 H12.5.31以前に建築

木造住宅の耐震化を促進するための支援策のこれまでの実績

木造住宅耐震化の実績(累計)



※平成16年度からこれまでに耐震診断した約19,600戸のうち、耐震改修を行った方は約17%

普及啓発活動

○イベント等での相談会やパネル展、耐震出前講座などによる周知活動

- ・様々な機会を捉え「耐震化の重要性」や「支援制度の内容」を説明
- ・市町村の求めに応じ耐震専門相談員を派遣し個別相談も実施

R2.3.31現在

取 組	実 績
イベント等での相談会	累計 133回(H24～)
パネル展	累計 236回(H19～)
戸別訪問	累計 159,829戸(H19～)
耐震講座	累計 247回(H21～)

○相談窓口の設置

- ・関係団体と連携し、建物の構造に詳しい建築士が、面談や電話、Eメールによる相談に無料で応じる体制を整えている

R2.3.31現在

取 組	実 績
相談件数	累計 4,270件(H9～)

23

○講習会等による技術者の育成

- ・耐震診断・改修を行う技術者、事業者を育成するため、「耐震技術者養成講習会」や「耐震技術フォローアップ説明会」を実施

R2.3.31現在

取 組	実 績
技術者育成講習会	累計 27回(H20～)
受講者人数	累計 2,195人(H20～)
「耐震診断員」登録	473人(362事業所)
「耐震改修施工者等」登録	607人(455事業所)

○県ホームページやパンフレットを活用した住民への情報提供

- ・県、市町村の広報誌、新聞、ポスター等で支援策をPR

24

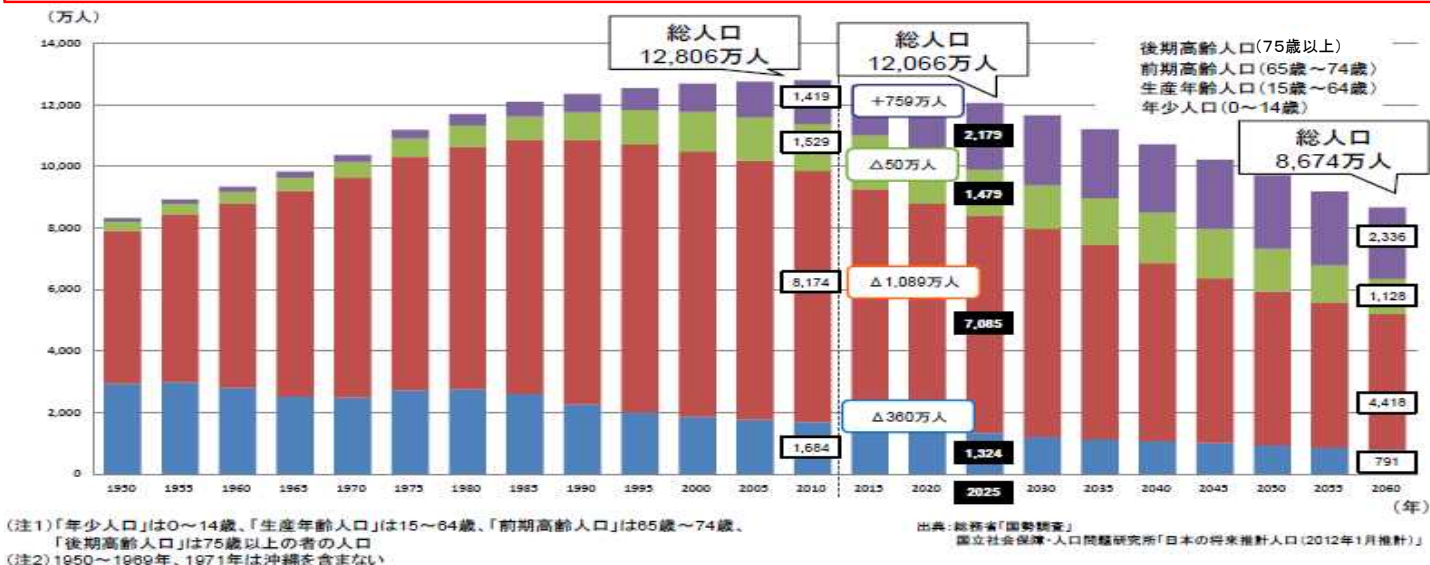
検 証

- 耐震化率は平成20年から10ポイント向上している
- 旧耐震住宅の耐震性不足戸数の減少と新耐震以降の戸数が増えたことが耐震化率アップの要因となっている
平成20年から平成30年の10年間に、
 - ・旧耐震住宅の耐震性不足戸数が28,109戸減少(83,300戸→55,191戸)
 - ・新耐震以降の戸数が33,827戸増加(174,200戸→208,027戸)
- 平成26年の計画改定以降の取組より、計画期間内の改修実績が1.7倍に増加
 - ・策定当初(H19年度)から改定(H25年度)まで 7年間の 累計 1,156戸
 - ・改定後(H26年度)から現在(R2年度)まで 6年間の 累計 1,980戸 (前回期間の1.7倍)
- 補助制度の拡充や普及啓発の効果により、改修実績数は近年、約400戸で安定している
- 費用面や利便性が向上しないなど、様々な事情により耐震化が進まない
- 耐震診断を受けたにも関わらず改修へ進まないケースでは、「工事をどこに依頼すればよいか不明」や、「経済的な理由」が原因であることが多い

4. 耐震化を取り巻くその他の要因

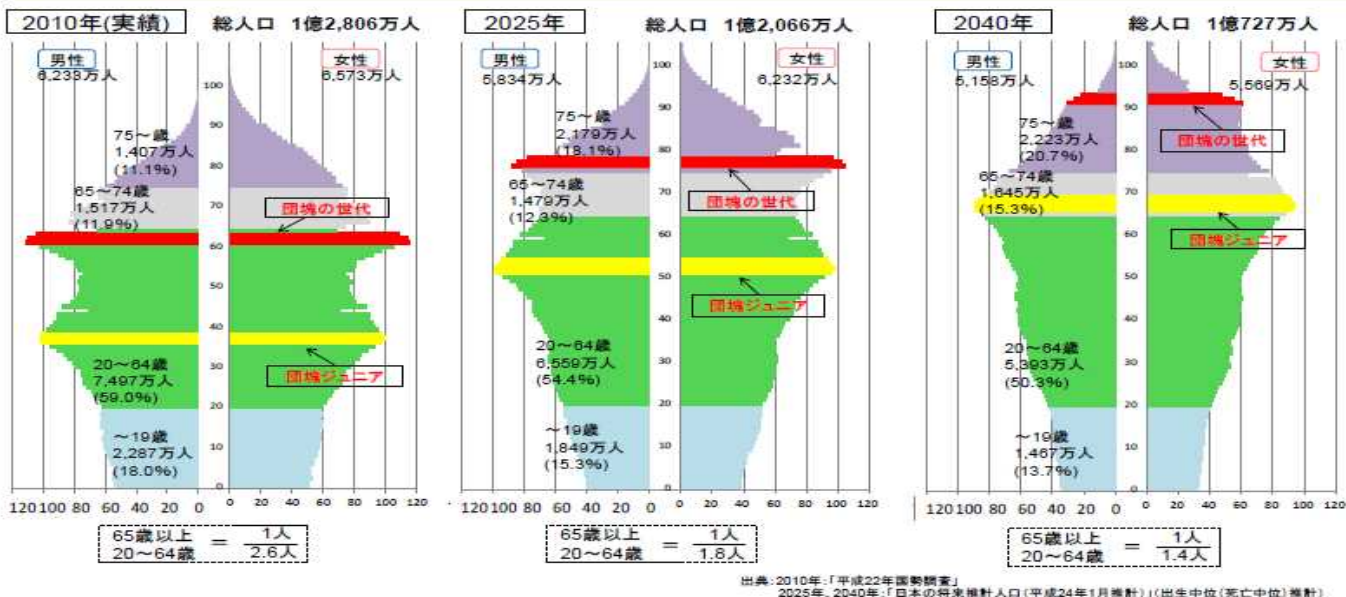
全国の人口の推移と将来推計(年齢層別)

- 我が国の総人口は、2010年にピーク(12,806万人)となり、以降は減少の見通し。
- 2010年から2025年までに高齢人口は約709万人増加(後期高齢+759万人、前期高齢△50万人)する一方、生産年齢人口は約1,089万人、年少人口は約360万人減少の見通し。
- 2010年から2060年までをみると、高齢人口は約516万人増加(後期高齢+917万人、前期高齢△401万人)する一方、生産年齢人口は約3,756万人、年少人口は約893万人減少の見通し。



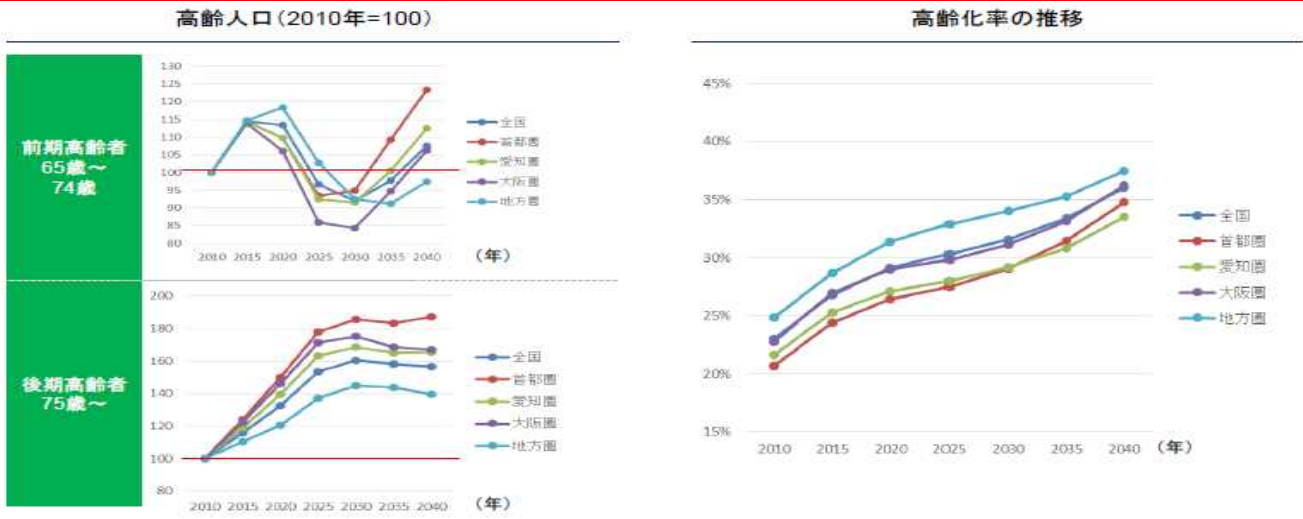
全国の少子高齢化の進展

- 2025年に「団塊の世代」が後期高齢者となり、「団塊ジュニア」が50歳を超える。
- 2010年には、1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造が、2025年には1人の高齢者を1.8人で、2040年には1人の高齢者を1.4人で支える社会構造になると推定。



全国の高齢人口・高齢化率の推移

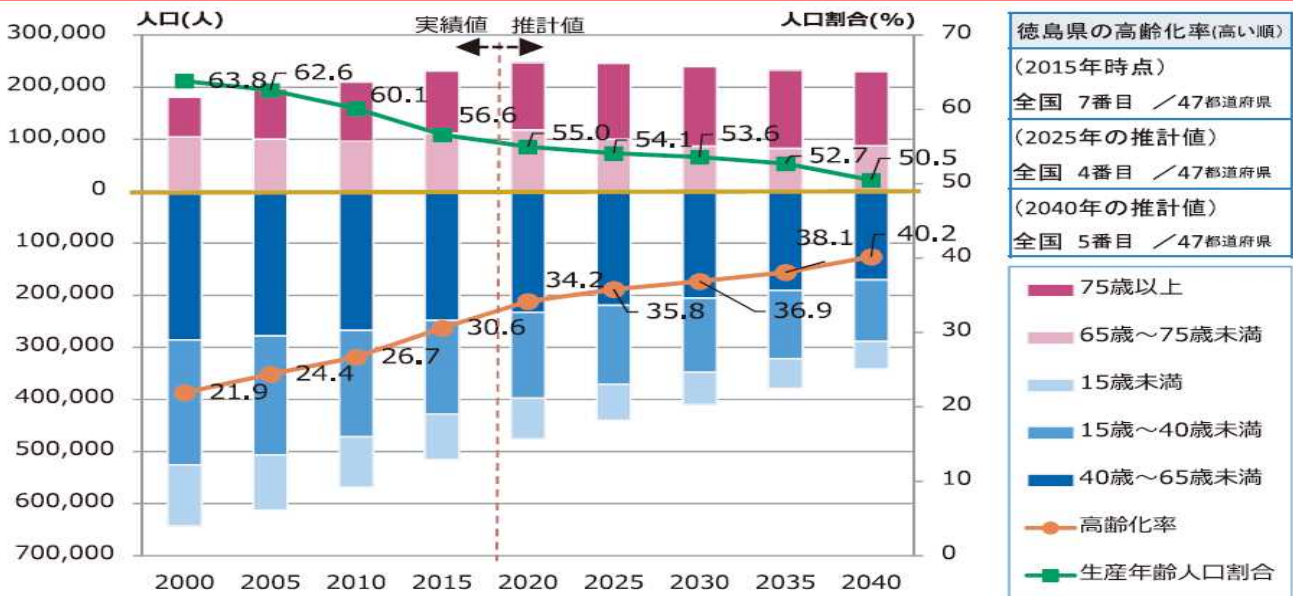
- 前期高齢者の人口は、2010年と比較すると、「団塊の世代」と「団塊ジュニア」の間の世代が前期高齢者になるため一旦減少するが、その後増加する見込み。後期高齢者の人口は、2010年以降、一貫して増加する見込み。
- 高齢化率をみると、全ての圏域において上昇し続け、地方圏が三大都市圏を一貫して上回って推移。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2013年3月推計)の中間推計。
 (注)首都圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県。愛知圏：愛知県、三重県、岐阜県。大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県。
 「高齢人口」とは65歳以上の人口であり、「高齢化率」とは総人口に占める65歳以上人口の割合。

徳島県の人口の推移と将来推計(年齢層別)

- 2010年から2040年までをみると、生産年齢人口の割合は約1割減少する見込み。
- 一方、高齢化率については、約14ポイント増加する見込み。



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成25 (2013) 年3月推計)」

全国の空き家の現状

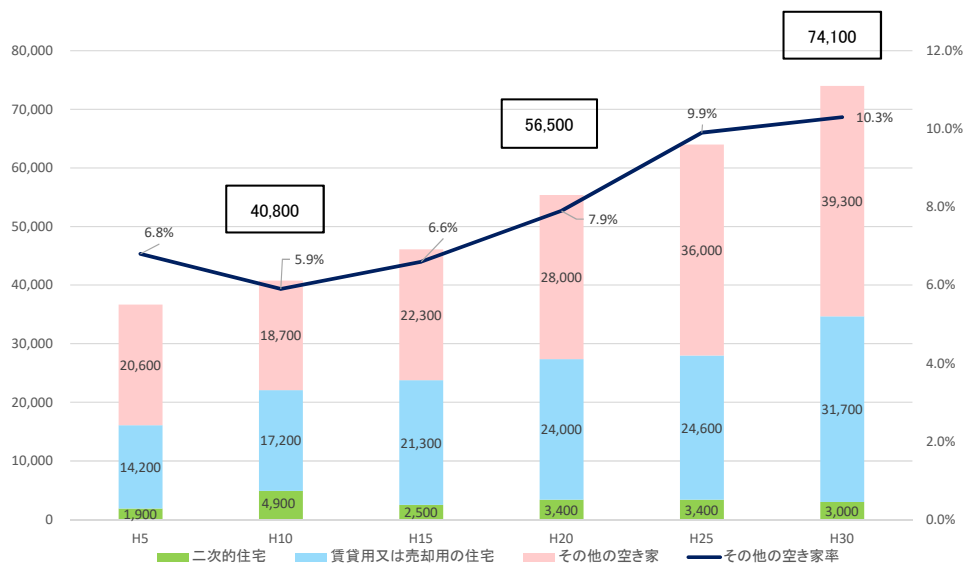
- 空き家の総数は、この10年で1.1倍(757万戸→849万戸)、20年で1.5倍(576万戸→849万戸)に増加。
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」(462万戸)が最も多いが、「その他の住宅」(349万戸)がこの10年で1.3倍(268万戸→349万戸)、20年で1.9倍(182万戸→349万戸)に増加。



徳島県の空き家の現状

- 空き家数は、この10年で1.3倍(56,500戸→74,100戸)、20年で1.8倍(40,800戸→74,100戸)に増加。
- 空き家の種類別の内訳では、「その他の空き家」(39,300戸)が最も多く、住宅総数の約1割。

空き家数の推移



「WITHコロナ時代」の到来

Smart Life Tokushima とくしま スマートライフ宣言!

～「新しい生活様式」を取り入れた「感染症に強い徳島」づくり～

- 3密を徹底的に回避します**
 - ・人の間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける
 - ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - ・こまめに換気をする
- 2. 日常的に感染防止を心がけます**
 - ・発熱などの症状がある場合は罹患する
 - ・症状がなくてもマスク着用を推進する
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒をする
 - ・共用する物品などを最小化する
- 3. 施設・設備の安全を確保します**
 - ・感染拡大防止ガイドラインを実践する
 - ・入口等に消毒設備を設置する
 - ・対面場所には透明カーテンなどを設ける
 - ・換気と消毒を徹底する
- 4. 段階的に社会経済活動を引き上げます**
 - ・感染が流行している地域への往来は控える
 - ・公的機関が発信する情報を参考に行動する
- 5. 新しい働き方に向け努力します**
 - ・在宅勤務やオンライン会議を推進する

6. 「WITH・コロナ時代」のスマートライフを応援します
 「新しい生活様式」を我がものとするための応援事業を積極展開！
「業を生み出す」「人の活動を盛んにする」


- 新しい生活様式の確立 ～スマートライフの呼びかけと実践～
- 業と雇用を守る ～あらゆる事業者へのハード・ソフトの支援～
- 暮らしと命を守る ～誰一人取り残さない医療・福祉の安定～
- 学びを支える ～未来教育の展開～
- 徳島の魅力アップ ～都市部から徳島へ～

令和2年5月25日 徳島県

【新型コロナウイルスによる影響】

- 「**新しい働き方**」の社会実装が促進
 - ・テレワークが当たり前に！
 - 4月の都内導入企業割合**62.7%**(前月+38.7)
- 大都市部への過度な人口集中**によるリスクが顕在化
 - ・緊急事態宣言に伴う休業要請
 - ・従業員の雇止め、内定切り、アルバイト先の喪失

U・Iターン、
地方での転職を希望
(36.1%)



大学の退学を検討
(20.3%)

今後の検討課題

5. 今後のスケジュール

会議開催予定

- | | | |
|---------|-------|---|
| 令和2年 9月 | 第1回会議 | <ul style="list-style-type: none">・耐震化率の状況・これまでの耐震化施策の検証・耐震化を取り巻くその他の要因 |
| 11月 | 第2回会議 | <ul style="list-style-type: none">・実態調査の途中報告・耐震化施策のあり方や次期目標の方向性 |
| 令和3年 1月 | 第3回会議 | <ul style="list-style-type: none">・実態調査の結果報告・耐震化促進への取組や次期目標を具体化し計画案作成・作成した計画案を基にパブリックコメント実施 |
| 5月 | 第4回会議 | <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントでの意見を踏まえた最終計画作成 |